

習志野市発注工事における「単品スライド条項」の運用について

鋼材類や燃料油が高騰している状況を踏まえ、本市発注の建設工事に関して、建設工事請負契約書第26条第5項（「単品スライド条項」といいます。）の規定に基づく請負代金額の変更を円滑に行うための運用基準を定め、下記のとおり適用することとしました。

1. 適用日 平成20年8月1日

適用日現在で継続中の工事及び新規の契約工事が対象となります。

2. 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【主要な工事材料】

- ・「鋼材類」 H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料（鋼材類を一部にしか含まないコンクリート二次製品等や、価格変動の要因が鋼材とは異なる非鉄金属は対象としない。）
- ・「燃料油」 軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油の5材料

【対象工事】

- ・適用日時点で継続中の工事及び今後の新規契約工事を対象とする。
- ・対象資材の価格上昇に伴う増額部分が、請負額の1%を超える工事が対象となる。

3. 単品スライド条項の適用手続

請負者からの請求を発注者が確認する。

【請求(申請)時期、契約変更の時期】

工期末の2月前までに請求（「単品スライド条項に基づく請負代金変更請求書」による） 工期末に変更契約

【証明書類の提出（必須）】

請負者は、実際に購入した対象材料の数量、単価、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類（「対象材料搬入等報告書」）を提出する必要がある。

4. スライド額の計算で用いる単価

- 【鋼材類】 変更前の単価は、設計時の単価
変動後の単価は、現場に搬入された月の実勢価格

【燃料油】 変更前の単価は、設計時の単価
変動後の単価は、購入した月の実勢価格

5. スライド額の計算で用いる対象数量

設計図書に記載された数量

6. スライド額の計算

スライド額 = 【鋼材類】{ 搬入月の実勢価格 - 設計時点での実勢価格 } × 対象数量
+ 【燃料油】{ 購入月の実勢価格 - 設計時点での実勢価格 } × 対象数量
- スライド前の請負代金額の 1%相当額

上記算式は、鋼材類及び燃料油がそれぞれ請負額の 1%を超え、双方が対象となった場合であり、個別に 1%を超えない場合は、その資材は適用しない。

7. その他

部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用しない。

工期末が平成 20 年 9 月 30 日以前である工事についての適用申請は、8 月 31 日まで可能とする。

その他、運用の詳細については、国土交通省による「工事請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」に準じるものとする。